



大分労発基 0731 第 4 号
令和 8 年 7 月 31 日

関係各位

大分労働局長
(公 印 省 略)

『大分県労働災害防止緊急対策強化期間』の実施について〔要請〕

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 7 月 31 日現在における大分県内の労働災害による死亡者数は 6 人（調査中のものを含む。）であり、その発生状況を見ると、建設業において建築物の解体作業中の墜落災害、土木工事中の落下物による災害及び設備工事中の脚立からの墜落災害が発生しており、その他の業種では製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害、清掃・と畜業における交通労働災害、畜産業における激突され災害が発生するなど、様々な事故の型の死亡労働災害が発生している状況です。本年の死亡労働災害には、高所からの墜落災害防止や機械設備に係る安全対策等、必要な防止対策を講じていれば防止できた可能性があるものが多く含まれています。

加えて、県内における令和 8 年 6 月末現在の休業 4 日以上之死傷者数は 547 人と、昨年同期比で 64 人（13.3%）増加するなど、死傷者数の増加に歯止めがかかっていない状況となっており、誠に憂慮すべき事態となっております。

また、夏季に入り労働者に暑熱な環境での作業に従事させるケースが増え、熱中症による労働災害の多発が懸念されるところであります。

このため、当局においては、急増する労働災害に歯止めをかけるため、緊急的な取組として、本年 8 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を『大分県労働災害防止緊急対策強化期間』に設定し、労働災害防止対策の更なる徹底を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれては、本緊急対策強化期間の要請の趣旨を御理解いただき、傘下事業場に対して下記の取組について周知・徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

1 業種別における死亡労働災害防止対策

（1）建設業

ア 建築物の解体、補修作業等において高所作業を行わせる場合は、墜落を防止

するための覆いや囲いを設けること。

イ 上記アによる措置が困難な場合は、要求性能墜落制止用器具を取り付けるための設備の設置及び同器具の使用を徹底すること。

ウ 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策を徹底すること。

エ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。

(2) 製造業

ア 機械・設備等の点検、掃除、修理等の作業を行う際は、当該機械・設備等が確実に停止させる措置を講じてから作業を行うこと。また、当該機械・設備等における非定常作業に係る安全作業マニュアルを策定し、これにより作業を行うこと。

イ 食品加工用機械、木材加工用機械等による切れ・こすれ災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置を講ずること。

2 全産業共通の事項

(1) はしご、脚立の使用

労働者にはしごや脚立を使用させる場合には、はしごや脚立の使用自体を避け、墜落の危険性が相対的に低い移動式足場や可搬式作業台、高所作業車などに変更できないか検討すること。

やむを得ずはしごや脚立を使用させる場合には、必ず墜落時保護用の保護帽を着用させること。

(2) 交通労働災害の防止

労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、交通労働災害防止ガイドラインに基づく措置を講じること。

(3) リスクアセスメントの実施

労働者に従事させる作業について、リスクアセスメントを通じてリスクの洗い出しを行い、洗い出されたリスクの低減措置を講じること。

(4) 熱中症防止対策

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」や「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に従い熱中症防止対策を講じること。

(5) 安全衛生教育

災害事例や視聴覚教材を活用し、若年者や入社間もない労働者、外国人労働者など未熟練労働者に対する安全衛生教育の充実を図ること。